

# 新型コロナウイルス感染症 主な支援一覧

## 市民のみなさまへ

### クーポン券

### 1/31(火)まで！引き換えとご利用はお早めに！

※期間を過ぎると引き換えおよびご利用ができませんので、あらかじめご了承ください。

#### えたじま元気クーポン

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する市民や事業者に対する生活支援と地域経済活性化を目的として、市内で使用できるクーポン券を市民の皆さまに無償で配布します。

配布物 5,000円分のクーポン券

#### 対象者

江田島市全市民（7月31日(日)時点で住民基本台帳に登録されていた方）

#### 引き換え場所

市役所本庁、市民センター（江田島・能美・沖美）、三高支所、切申出張所、市商工会（本所・能美支所【わくわくセンター内】）

#### ■引き換え券が届いていない・または紛失した場合

元気クーポン引き換え券は、対象となる全世帯に送付済みです。上記対象者のうち、世帯主まで引き換え券が届いていない場合は、交流観光課へご連絡ください。

えたじま元気  
クーポンのこと  
交流観光課  
☎0823-43-1632

取扱店舗の募集  
市商工会  
☎0823-42-0168

### 給付金等

#### 子育て世帯への支援

#### 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【国・市】

##### 対象者

- ① 公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る）
- ② 新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっているひとり親世帯
- ③ 令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児は20歳未満）の養育者で、次のいずれかに該当する者
  - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税の者
  - ・新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税の者と同じ水準の者
- ④ ①～③のほか児童手当特例給付の所得上限額以上の所得があり、平成19年4月2日以後に出生した児童の養育者で、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同じ水準となっている者

給付額 児童1人10万円（国5万円、市5万円）

その他 申請受付後、審査し支給します。

提出期限 令和5年2月28日(火)

#### 新生児特別定額支援金【市】

対象者 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生し、出生時から申請までの間、継続して本市に住所を有する新生児の世帯主

給付額 児童1人10万円

手続方法 申請書に対象児の生年月日が確認できる書類（母子健康手帳の「出生届出済証明」など）を添付して、子育て支援課へ提出

※申請書は市ホームページからダウンロード、出生届の手続の際に窓口で受け取ることができます。

提出期限 令和5年4月20日(木)

子育て支援課  
☎0823-42-2852

## 市民のみなさまへ

### 給付金等

感染・感染の  
疑いで  
無給減給

### 傷病手当金

国保・後期高齢者医療被保険者が、感染または感染が疑われたことで、その療養のために仕事を休んだ期間、一定の要件を満たした場合に限り支給  
支給期間 仕事を休んで4日目から、仕事をすることができない期間

支給額 （直近の継続した3カ月間の給与と収入の合計額を就労日数で割った額）×2/3×支給対象となる日数

保健医療課  
☎0823-43-1639

### 減免

保険税・保険料  
が払えない

国民健康保険税・後  
期高齢者医療保険  
料・介護保険料減免

収入が前年に比べ3割以上減少するなど、要件に該当する方は、申請により保険税・保険料が減免となります。

税務課  
☎0823-43-1636  
保健医療課  
☎0823-43-1639  
高齢介護課  
☎0823-43-1651

国民年金保険料  
が払えない

国民年金保険料  
免除

業務が失われた方や、相当程度の所得低下が見込まれる方は保険料の免除申請ができます。

市民生活課  
☎0823-43-1634

## 市民・事業者共通

### 猶予

納税が今は  
厳しい

納税の  
猶予制度

次のケースに該当する場合は、猶予制度があります。  
・災害により財産に相当な損失が生じた場合  
・本人または家族が病気ににかかった場合  
・事業を廃止、または休止した場合  
・事業に著しい損失を受けた場合

税務課  
☎0823-43-1636

水道料金  
・下水道使用料  
支払いが厳しい

水道料金・下水道  
使用料の支払い  
猶予

水道料金・下水道使用料の支払いが困難な世帯・事業者を対象に支払いの猶予が受けられます。

業務課  
☎0823-42-3311

## 「5つの場面」に気をつけよう

1  
飲酒を伴う  
懇親会

2  
大人数や長時間の  
飲食

3  
マスクなしでの  
会話

4  
狭い空間での  
共同生活

5  
居場所の  
切り替わり

換気を良くして  
三密を避けよう！



いつでもマスク  
手洗い・消毒忘れずに！

江田島市公式ホームページ



広島県公式ホームページ



江田島市公式Facebook



厚生労働省ホームページ

